

- (添付書類) 1 和歌山県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(指定医療機関)
- 2 夫及び妻の住所を確認できる住民票(続柄及び筆頭者が記載されたものであって、法律上の婚姻をしている夫婦の場合は戸籍上の夫婦であることが証明できるものに限る。申請日時点で発行後3か月以内のもの。)
- 3 戸籍謄本(夫及び妻の婚姻関係が分かるものに限る。申請日時点で発行後3か月以内のもの。)
- 4 夫及び妻の前年(1月から5月までの間に申請する場合にあっては、前々年)の所得の額に関する市町村長の証明書で、所得控除内容が記載されたもの(令和3年度以降に申請する場合は原則不要)
- 5 指定医療機関発行の特定不妊治療に要した費用に係る領収書(原本)
(注)必ず原本を保健所窓口にお示しください。
原本の返却を希望される場合は、コピーした後、お返しします。
- 6 夫婦の住所地が違う場合又は転入者の場合は、同意書(別記様式第3号)
- 7 妊娠12週以降に死産に至った場合に助成を受けることができる回数のリセットをする場合にあつては、死産届等(提出先の自治体が受け付けたことが分かる死産届、母子健康手帳の「出産の状態」の頁、死産証書又は死胎検案書の写しその他の妊娠12週以降に死産に至ったことを証明できるものに限る。)
(注)母子健康手帳については必ず原本を保健所窓口にお示しください。必要な箇所をコピーした後、お返しします。
- 8 事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書(別記様式第4号)
- ※ 上記添付書類で申請内容を審査できない場合は、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、我が国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者の状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者本人が行うことはありません。]

- | | |
|--|--|
| <p>I 治療から妊娠まで</p> <p>(1) 患者(女性)の年齢</p> <p>(2) 不妊の原因</p> <p>(3) 治療の内容、妊娠の有無</p> | <p>II 妊娠から出産まで</p> <p>(4) 妊娠・出産の状況</p> <p>(5) 生まれた子の状況</p> |
|--|--|

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。